

ボランティア・チャレンジ 2016 事業協力企業等募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ボランティア・チャレンジ 2016 事業（以下、「ボランティア・チャレンジ」という。）に対する協力企業等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 愛媛県と協力企業等が一体となり、県民のボランティア活動への参加を促進し、助け合い・支え合いの地域づくりに資することを目的とする。

(協力の内容)

第3条 募集する協力の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) ボランティア活動への参加
 - ア 企業等が、ボランティア活動に直接参加
 - イ 協賛ボランティアイベントを実施
- (2) 広報啓発に対する協力
 - ア ボランティアガイドブックの作成に対する協力
 - イ マスコミ媒体等を活用したボランティア・チャレンジ協力広報の実施
- (3) その他ボランティア・チャレンジへの協力

(申込み等)

第4条 協力を希望する者は、愛媛県に申し込むものとする。
2 愛媛県は、前項に規定する申込みを受け、適当と認めるときは受け入れるものとする。

(受け入れ基準)

第5条 協力の内容が次の各号のいずれに該当する場合は、愛媛県はこれを受け入れない。

- (1) ボランティア・チャレンジの趣旨に反するおそれがある場合
- (2) ボランティア・チャレンジの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) 県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがある場合
- (8) その他受け入れることが適当と認められない場合

(広告の取扱い)

第6条 広報啓発に対する協力にあたり表示する広告の内容等については、愛媛県広告事業実施要綱及び愛媛県広告事業の実施に関する表示基準に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協力企業等の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 7 日から施行する。